

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税率の延長）

要望元：水産庁漁政部加工流通課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> さば（冷凍）																																																		
改正要望の内容		☐ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ☐ 具体的な内容 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。																																																		
税番	統計 細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額																																									
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠																																												
0303.54 0303.99	000 912	さば（冷凍） さばのくず肉 （冷凍）	10%	7%	-	10%	7%	-	-	△672 百万円	-円																																									
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			☐ 施行期日 令和9年4月1日 ☐ 適用期間 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。																																																	
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 ウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との交渉の結果、本品目について譲許は行わず、暫定税率を導入し実行税率を7%とすることで合意した。さばは我が国の沿岸・沖合漁業の主要水産物であるが、国内生産量は近年減少傾向にある。 (2)輸入状況等 0303.54-000 さば（冷凍） 数量単位：トン 価額単位：百万円 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国名</th> <th colspan="2">令 5</th> <th colspan="2">6</th> <th colspan="2">7</th> </tr> <tr> <th>数量</th> <th>価額</th> <th>数量</th> <th>価額</th> <th>数量</th> <th>価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノルウェー</td> <td>54,547</td> <td>19,228</td> <td>52,981</td> <td>22,640</td> <td>30,877</td> <td>20,807</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>18,309</td> <td>5,773</td> <td>12,310</td> <td>4,820</td> <td>5,961</td> <td>3,685</td> </tr> <tr> <td>アイルランド</td> <td>3,734</td> <td>1,129</td> <td>5,144</td> <td>1,741</td> <td>4,207</td> <td>1,806</td> </tr> <tr> <td>計(含その他)</td> <td>78,812</td> <td>26,979</td> <td>72,569</td> <td>30,113</td> <td>44,213</td> <td>27,957</td> </tr> </tbody> </table> 出典：財務省貿易統計 0303.99-912 さばのくず肉（冷凍） 出典：財務省貿易統計 ※過去3年実績なし									国名	令 5		6		7		数量	価額	数量	価額	数量	価額	ノルウェー	54,547	19,228	52,981	22,640	30,877	20,807	英国	18,309	5,773	12,310	4,820	5,961	3,685	アイルランド	3,734	1,129	5,144	1,741	4,207	1,806	計(含その他)	78,812	26,979	72,569	30,113	44,213	27,957
国名	令 5		6		7																																															
	数量	価額	数量	価額	数量	価額																																														
ノルウェー	54,547	19,228	52,981	22,640	30,877	20,807																																														
英国	18,309	5,773	12,310	4,820	5,961	3,685																																														
アイルランド	3,734	1,129	5,144	1,741	4,207	1,806																																														
計(含その他)	78,812	26,979	72,569	30,113	44,213	27,957																																														

	(3) 国際市況等 我が国ではノルウェー等北欧からさばを輸入しているが、業界紙等によると他国の需要増加や物価高騰などの影響を受け、価格が上昇した結果、日本の商社は調達が困難になっているとのこと。 単価単位：円/kg <table><tr><th> 年 度 項 目 </th><th>令 5</th><th>6</th><th>7</th></tr><tr><td>単価</td><td>342</td><td>415</td><td>523</td></tr></table> 出典：財務省貿易統計より算出 HS：0302.44-000、0303.54-000、0303.99-912 (4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態 さば（冷凍）、さばのくず肉（冷凍）については、CPTTP、日EU・EPAで段階的に16年目(2033年)に関税撤廃。 ② 問題点 本暫定税率が延長されない場合、ウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との合意の履行が困難となり、我が国の国際的な信頼が維持されなくなる。	年 度 項 目	令 5	6	7	単価	342	415	523
年 度 項 目	令 5	6	7						
単価	342	415	523						
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） ウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との交渉結果の適切な履行のため。 ② 改正の方向性 国際交渉等の議論の状況によっては基本税率までの引き上げが可能となるよう、税率を設定する必要がある。上記の合意内容を履行し我が国の国際的な信頼度を維持するために、関税暫定措置法の改正により、現行暫定税率を維持する。 ③ 改正目的達成予定時期 新たなWTO交渉等により、ウルグアイ・ラウンド交渉の合意内容の履行が不要となるまでは、現行の暫定税率を維持する必要がある。								
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 WTO加盟国として交渉結果を履行し、我が国の国際的な信頼度を維持する。 (2)消費者等の利益に与える効果・影響 WTO加盟国として交渉結果を履行し、我が国の国際的な信頼度を維持する。 (3)その他の効果・影響 延長による悪影響はなし。								

	本暫定税率が延長されない場合、ウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との合意の履行が困難となり、我が国の国際的な信頼が維持されなくなる。 ② 改正の妥当性 本改正はウルグアイ・ラウンドにおける関係各国との合意内容を履行し、我が国の国際的な信頼度を維持するための改正であること、国際交渉等の議論の状況によっては基本税率までの引き上げが可能となるよう税率を設定する必要があることから、本措置の延長が妥当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、水産物の安定供給と水産業の健全な発展を図ることとしており、直近（令和4年度）の政策評価書「水産資源管理の着実な実施」において、「令和5年度農林水産省政策評価実施計画に基づき、「相当程度進展あり」と判定した。」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き水産物の安定供給と水産業の健全な発展に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、本品目の暫定税率についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 水産基本法第2条第3項において、水産物の安定供給の確保については、「水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行わなければならない」とされている。本改正により、WTO加盟国として交渉結果を履行することは、水産物の適切な輸入に資する。 ④ 関連措置 【水産物の安定供給の確保】 国民に対して水産物を安定的に供給するため、国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するとともに、漁業操業・養殖事業の効率化や消費者等からの多様なニーズに対応するための体制の整備等といった漁業者等による取組を促進するために必要な措置を講ずる。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	さば（冷凍）の暫定税率は、平成7年度より導入され、平成11年度に現行税率とされて以来、現在まで延長されている。また、さばのくず肉（冷凍）の暫定税率は、HS2017改正の際に、さば（冷凍）の統計品目番号から細分されたことに伴い平成28年度より導入され、現在まで延長されている。
-----------	--

措置による効果	ウルグアイ・ラウンド交渉結果の適切な履行。
---------	-----------------------